

随意契約結果表

担当課名	文化スポーツ課		
案件名	スマート図書館サービス用UHF帯ICタグ		
案件の概要	自動貸出機等のIC機器と通信するスマート図書館サービスUHF帯ICタグを購入する契約		
随意契約の種類	単独随意契約		
契約年月日	令和5年12月19日	契約の相手方	(株)ソフエル
契約金額	1,782,000円 (うち消費税相当額 1,620,000円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和6年1月25日まで		
随意契約とした理由	<p>ICタグは、図書館資料に貼付し、自動貸出機等のIC機器と電波を送受信することにより機能するものであるが、種類の異なるICタグが混在すると電波の送受信が安定せず、処理が適正に行われない場合がある。このため資料に貼付するICタグは全て同一のものである必要があるが、現在、図書館資料に貼付しているICタグと同一の仕様を満たすICタグを納入できるのは、株式会社ソフエルのみである。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)の規定により、単独随意契約を締結する。</p>		
随意契約とした法令根拠	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。</p> <p>(その性質または目的が競争入札に適さないもの)</p>		